

【漁業権番号】内共第17号

【関係漁業協同組合】郡上漁業協同組合

変 更 案	現 行	変更理由	施行予定 年月日																																										
<p>第1条から第4条 略</p> <p>(遊漁期間)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="120 544 934 1082"> <thead> <tr> <th>魚 種</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間</td> </tr> <tr> <td>あまご</td> <td rowspan="2">2月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公示する期間</td> </tr> <tr> <td>いわな</td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>こい</td> <td rowspan="2">1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>おいかわ</td> </tr> <tr> <td>うぐい</td> <td>6月1日から翌年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>あじめ</td> <td rowspan="4">1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>どじょう</td> </tr> <tr> <td>かじか</td> </tr> <tr> <td>よしのぼり</td> </tr> <tr> <td>にじます</td> <td>1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間 <u>(ただし、特定釣漁場は除く)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>第6条から第13条 略</p>	魚 種	期 間	あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間	あまご	2月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公示する期間	いわな	うなぎ	4月1日から9月30日まで	こい	1月1日から12月31日まで	おいかわ	うぐい	6月1日から翌年3月31日まで	あじめ	1月1日から12月31日まで	どじょう	かじか	よしのぼり	にじます	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間 <u>(ただし、特定釣漁場は除く)</u>	<p>第1条から第4条 略</p> <p>(遊漁期間)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="960 544 1774 1082"> <thead> <tr> <th>魚 種</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間</td> </tr> <tr> <td>あまご</td> <td rowspan="2">2月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公示する期間</td> </tr> <tr> <td>いわな</td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>こい</td> <td rowspan="2">1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>おいかわ</td> </tr> <tr> <td>うぐい</td> <td>6月1日から翌年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>あじめ</td> <td rowspan="4">1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>どじょう</td> </tr> <tr> <td>かじか</td> </tr> <tr> <td>よしのぼり</td> </tr> <tr> <td>にじます</td> <td>1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>第6条から第13条 略</p>	魚 種	期 間	あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間	あまご	2月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公示する期間	いわな	うなぎ	4月1日から9月30日まで	こい	1月1日から12月31日まで	おいかわ	うぐい	6月1日から翌年3月31日まで	あじめ	1月1日から12月31日まで	どじょう	かじか	よしのぼり	にじます	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間	<p>第10条で特定釣漁場の遊漁期間を別で定めているため</p>	<p>認可の日から</p>
魚 種	期 間																																												
あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間																																												
あまご	2月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公示する期間																																												
いわな																																													
うなぎ	4月1日から9月30日まで																																												
こい	1月1日から12月31日まで																																												
おいかわ																																													
うぐい	6月1日から翌年3月31日まで																																												
あじめ	1月1日から12月31日まで																																												
どじょう																																													
かじか																																													
よしのぼり																																													
にじます	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間 <u>(ただし、特定釣漁場は除く)</u>																																												
魚 種	期 間																																												
あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間																																												
あまご	2月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公示する期間																																												
いわな																																													
うなぎ	4月1日から9月30日まで																																												
こい	1月1日から12月31日まで																																												
おいかわ																																													
うぐい	6月1日から翌年3月31日まで																																												
あじめ	1月1日から12月31日まで																																												
どじょう																																													
かじか																																													
よしのぼり																																													
にじます	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間																																												